

平成 20 年 2 月 1 日  
福島県県南地方振興局  
福島県生活環境部循環型社会推進グループ

## 使用済自動車の引取業者に対する行政処分について

このことについて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第51条第1項に基づき、下記のとおり引取業者の登録の取消しを行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 被処分者

- (1) 氏名 大場 正昭
- (2) 住所 福島県西白河郡矢吹町八幡町266番地

#### 2 処分の内容

引取業者の登録の取消し

#### 3 違反事実の概要及び適用条項

##### (1) 違反事実の概要

大場商店代表の大場正昭は、平成19年7月頃に二本松市の山中などに産業廃棄物を不法に投棄していたとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に問われ、平成19年12月26日に福島地方裁判所白河支部において、懲役2年（執行猶予4年）、罰金50万円の判決言い渡しを受け、平成20年1月10日に判決が確定した。

このことが、自動車リサイクル法第51条第1項第3号（第45条第1項第2号の廃棄物処理法に違反して罰金刑以上の刑に処せられ2年を経過しない者に該当）に該当するため、福島県県南地方振興局が取消処分を行った。

##### (2) 適用条項

自動車リサイクル法第51条第1項第3号

（廃棄物処理法に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ2年を経過しない者に該当）

#### 4 処分年月日

平成20年2月1日